

豊島区景観形成ガイドライン（公共空間編）の策定について

1. ガイドラインの目的と位置づけ

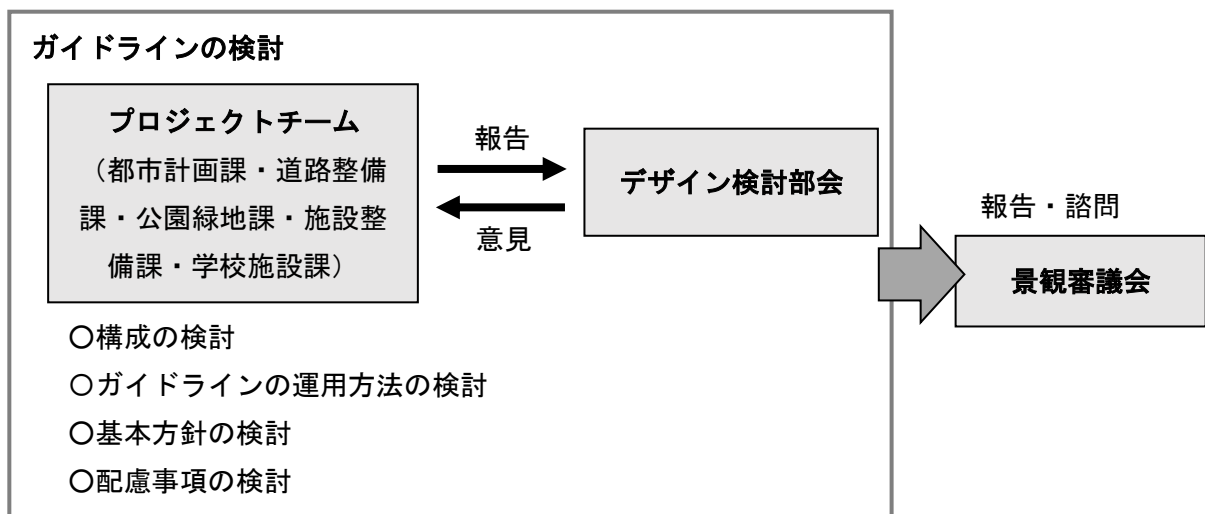
- 豊島区景観計画に基づき、歩道空間や広場などの公共空間に着目し、公共施設の整備等に伴う、公共空間の景観形成の基本的な考え方や配慮すべき事項を示す。
- 本ガイドラインが事業の計画・設計にあたって活用されることにより、豊島区らしい良好な景観形成の促進を目指す。

2. 検討の経緯

年	2018									2019		
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
職員に対する 景観啓発		 学識経験者による 景観講義(計4回)										
関係課による ミーティング	5/29 ○ ・良好な 景観の要素 ・景観計画		7/9 ○ ・ガイドライン の構成 ・基本方針		8/29 ○ ・基本方針 ・具体事例		10/25 ○ ・評価の仕組み ・庁内連携			2/6 ○ ・共通要素 ・具体事例 ・景観カルテ の運用		
景観審議会(○) 景観部会(◇)	5/21 ○ 報告			8/9 ◇		10/1 ◇		12/13 ○ 報告	1/22 ◇	2/19 ◇	3/28 ◇	

3. 策定スキーム

- 公共施設整備担当者でプロジェクトチームを作り、ガイドラインの内容を検討



4. 基本的な考え方

- 本ガイドラインでは、独立する公共施設それぞれの景観を考えるのではなく、「道路と公開空地」や「公共施設と隣接する公園」など相互に関係する公共空間を一体的に捉え、景観を考えます。
- 本ガイドラインは人を中心とした公共空間づくりの考え方に重点を置き、豊島区自らが行う公共施設整備に付随する公共空間だけでなく、公開空地をはじめとした民間施設等の敷地においても理解と協力を求める。
- このほか、公共空間を構成する要素を整備する民間事業者に対しても理解と協力を求める。

<公共空間（パブリックスペース）とは>

- ・誰もが自由に利用できるまちに開かれた空間。本ガイドラインでは、公園や道路等の公共施設に加え、民間再開発や壁面後退で発生した歩道状空地や広場などのオープンスペース、ペDESTリアンデッキ、エントランスや屋上庭園といった誰でも自由に使える空間を公有地・私有地に関わらず公共空間として位置づける。

